

妙高市内の住宅等をご購入の皆さんへのお願い

妙高市において住宅等の建物を所有するにあたり、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努め、よりよき地域住民となっていただくために、次の事項についてご協力をお願いいたします。

1. 新たに所有者になったことの周知

建物周辺の住民のかたへの挨拶を必ず行ってください。

2. 自治会の仕組みの把握、加入の検討

共同作業や行事、ごみの出し方、雪の処理、各種費用の負担など、自治会によってルールが異なります。これらを把握し、自治会への加入を検討するために、自治会の役員へ必ず挨拶してください。必要であれば、仲介事業者を通じて、町内会長等の連絡先をお伝えします。

※自治会への加入は任意です

3. 二地域居住で利用する場合

不在時に発生した事案（周囲に影響を与える家屋の破損、敷地の除草、屋根雪の処理など）に対応するため、連絡先を自治会に伝えてください。また、別のかたに管理をお願いする場合は、管理者の連絡先も自治会に伝えてください。

※冬期間は、建物の雪処理に関する苦情が、近隣住民から多く寄せられています

4. 民泊を考えている場合

民泊を実施するためには、許可が必要です。手続きの方法などは、下記（新潟県）まで問い合わせてください。また、許可を申請する前に、自治会や近隣の住民のかたに民泊の実施について相談をしてください。

※管理人不在の施設は、ごみ処理・騒音に関する苦情が、近隣住民から多く寄せられています

【民泊の手続きに関する問い合わせ先】

新潟県福祉保健部生活衛生課 営業・水道係

電話番号：025-285-5511（代表）内線 2677、2678、2681

電話番号：025-280-5208（直通）



<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/1356887762670.html>

【問い合わせ】

妙高市役所 地域共生課 移住支援グループ

〒944-8686 妙高市栄町5-1

電話：0255-74-0064

メール：chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp



◀妙高市の情報は公式 LINE で入手

妙高市と（公社）新潟県宅地建物取引業協会は協定を結び、妙高市内に住宅等をご購入の皆さんに対して、上記事項へのご協力を徹底していただくようお願いしています。